

京都市消防関係手数料条例（平成28年12月22日京都市条例第21号）（消防局予防部）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により火薬類取締法の一部が改正され、同法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務に関する権限について、京都府知事から市長への移譲により、当該審査等に係る手数料を定める等の必要が生じたことに伴い、京都市火災予防条例に規定している消防法及び同条例に基づく事務に係る手数料の徴収等について併せて規定するため、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 消防法の規定に基づく事務について、別表第1に掲げる手数料を徴収することとします。
- 2 火薬類取締法の規定に基づく事務について、別表第2に掲げる手数料を徴収することとします。
- 3 京都市火災予防条例の規定に基づく事務について、別表第3に掲げる手数料を徴収することとします。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 21 号

京都市消防関係手数料条例

(消防法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第1条 消防法(別表第1において「法」という。)の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

(火薬類取締法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第2条 火薬類取締法(別表第2において「法」という。)の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

(京都市火災予防条例に基づく事務に係る手数料の徴収)

第3条 京都市火災予防条例の規定に基づく事務について、別表第3に掲げる手数料を徴収する。

(手数料の納入時期)

第4条 前3条の手数料は、申請又は申出の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第61条を削り、第61条の2を第61条とする。

別表第4及び別表第5を削る。

別表第1（第1条関係）

区 分		手数料（1件につき）		
(1)	法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	円 5,400		
(2)	法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	指定数量の倍数が10以下の製造所	39,000	
		指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所	52,000	
		指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所	66,000	
		指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所	77,000	
		指定数量の倍数が200を超える製造所	92,000	
(3)	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000
	屋外タンク貯蔵所（特定屋	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000	

外タンク 貯蔵所及 び準特定 屋外タン ク貯蔵所 を除く。)	指定数量の倍数が100を 超え10,000以下のもの	26,000
	指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000
準特定屋外タンク貯蔵所		530,000
特定屋外 タンク貯 蔵所(浮き 屋根を有 する特定 屋外貯蔵 タンクの うち危険 物の規制 に関する 規則(以下 「危険物 規則」とい う。)第2 0条の4 第2項第 3号に定 める構造 を有しな ければな	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以 上5,000キロリットル 未満のもの	830,000
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以 上10,000キロリット ル未満のもの	1,010,000
	危険物の貯蔵最大数量が1 0,000キロリットル以 上50,000キロリット ル未満のもの	1,120,000
	危険物の貯蔵最大数量が5	

らないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下	0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,420,000
「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び浮き蓋付きの	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,660,000
特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	3,880,000
1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,100,000
「浮き蓋付特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル	6,290,000

貯蔵所」と いう。)を 除く。)	以上のもの	
浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以 上5,000キロリットル 未満のもの	1,130,000
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以 上10,000キロリット ル未満のもの	1,340,000
	危険物の貯蔵最大数量が1 0,000キロリットル以 上50,000キロリット ル未満のもの	1,500,000
	危険物の貯蔵最大数量が5 0,000キロリットル以 上100,000キロリッ トル未満のもの	1,830,000
	危険物の貯蔵最大数量が1 00,000キロリットル 以上200,000キロリ ットル未満のもの	2,140,000
	危険物の貯蔵最大数量が2 00,000キロリットル 以上300,000キロリ ットル未満のもの	4,350,000
	危険物の貯蔵最大数量が3 00,000キロリットル	5,570,000

		以上400,000キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,770,000
		屋内タンク貯蔵所	26,000
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000
		指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000
		簡易タンク貯蔵所	13,000
		移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所並びに航空機及び船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。）	26,000
		積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	39,000
		屋外貯蔵所	13,000
(4)	法第11条第1項	給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	52,000
	前段の規定に基づく	屋内給油取扱所	66,000
	取扱所の設置の許可の申請に対する審査	第1種販売取扱所	26,000
		第2種販売取扱所	33,000
		危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延	

移送取扱所	長のうち最大のもの。以下この項及び(17)の項において同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	21,000
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000
	指定数量の倍数が10を超	

		一般取扱所	え50以下のもの	52,000
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000
(5)	法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置, 構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査			(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ, それぞれ当該製造所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(6)	法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置, 構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査			(3)の項に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所にあつては, 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第2条第1号に規定する場合には, (3)の項に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ, それぞれ当該貯蔵所に係る手数料の額の2分の1に相当する額

(7)	法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		(4)の項に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該取扱所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(8)	法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査		(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該製造所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(9)	法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	屋外タンク貯蔵所	(3)の項に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該屋外タンク貯蔵所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
		屋外タンク貯蔵所以外の貯蔵所	(3)の項に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該貯蔵所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(10)	法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査		(4)の項に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該取扱所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(11)	法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査		(2)の項に掲げる製造所の区分に応じ、そ

				れぞれ当該製造所に 係る手数料の額の4 分の1に相当する額
(12)	法第11 条第5項 の規定に 基づく貯 蔵所の位 置, 構造 又は設備 の変更の 許可に係 る完成検 査	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所		(3)の項に掲げる屋 外タンク貯蔵所の区 分に応じ, それぞれ当 該屋外タンク貯蔵所 に係る手数料の額の 4分の1に相当する 額
		屋外タンク貯蔵所以外の貯蔵所		(3)の項に掲げる貯 蔵所の区分に応じ, そ れぞれ当該貯蔵所に 係る手数料の額の4 分の1に相当する額
(13)	法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置, 構造又は設備の変更の許可に係る完成検査			(4)の項に掲げる取 扱所の区分に応じ, そ れぞれ当該取扱所に 係る手数料の額の4 分の1に相当する額
(14)	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所, 貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する 審査			5, 400
(15)	法第11 条の2第 1項の規 定に基づ く製 造 所, 貯蔵		容量10,000リットル 以下のタンク	6, 000
			容量10,000リットル を超え1,000,000 リットル以下のタンク	11, 000
			容量1,000,000リ	

所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	水張検査	ットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000
		容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000
		容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000
		容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	15,000
		容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000

基礎・地盤
検査

危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以 上10,000キロリット ル未満の特定屋外タンク貯 蔵所	540,000
危険物の貯蔵最大数量が1 0,000キロリットル以 上50,000キロリット ル未満の特定屋外タンク貯 蔵所	700,000
危険物の貯蔵最大数量が5 0,000キロリットル以 上100,000キロリッ トル未満の特定屋外タンク 貯蔵所	920,000
危険物の貯蔵最大数量が1 00,000キロリットル 以上200,000キロリ ットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1,040,000
危険物の貯蔵最大数量が2 00,000キロリットル 以上300,000キロリ ットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1,600,000
危険物の貯蔵最大数量が3 00,000キロリットル 以上400,000キロリ ットル未満の特定屋外タン	1,820,000

	ク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	990,000
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000

			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000		
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000		
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000		
(16)	法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	水	張	検	査	(15)の項に掲げる水張検査に係るタンクの区分に応じ、それぞれ当該タンクに係る手数料の額と同一の額
		水	圧	検	査	(15)の項に掲げる水圧検査に係るタンクの区分に応じ、それぞれ当該タンクに係る手数料の額と同一の額
						(15)の項に掲げる基礎・地盤検査に係る特定屋外タンク貯蔵

		基礎・地盤検査	所の区分に応じ、それぞれ当該特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
		溶接部検査	(15)の項に掲げる溶接部検査に係る特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の額の2分の1に相当する額
(17)	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	310,000
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	430,000
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	720,000
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	960,000
		特定屋外タンク貯	

蔵所	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,210,000
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	2,950,000
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	3,620,000
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	4,170,000
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000
移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満た

				ない端数を増すごとに17,000円を加えた額
--	--	--	--	------------------------

別表第2 (第2条関係)

区 分			手数料 (1件につき)
(1)	法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に対する審査		円 220,000
(2)	法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業	25,000
		その他の販売営業	110,000
(3)	法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査		73,000
(4)	法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		8,300
(5)	法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査		41,000
(6)	法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事に係るもの	41,000
		構造又は設備の変更の工事に係るもの	23,000
(7)	法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査		1,200
	法第17条	火工品のみ	2,400
	第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する	その他の譲受け	申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下のもの 3,500
		その他のもの	6,900

	する審査		
(8)	法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	7,900	
(9)	法第35条第1項の規定に基づく特定施設又は火薬庫に係る保安検査	41,000	

別表第3 (第3条関係)

区 分		手数料 (1基又は1個につき)	
京都市火災予防条例 第60条の規定に基づ くタンク等の検査	タンクの水張検査	円 6,000	
	タンクの水圧検査	容量が600リットル以下のもの	6,000
		容量が600リットルを超えるもの	10,500
	安全装置の機能検査	2,300	

(消防局予防部)